

情報公開制度・個人情報保護制度  
運用状況報告書

令和3年度

和歌山市

総務局総務部総務課

# 目 次

<b>1 情報公開制度のあらまし</b>	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
<b>2 情報公開制度の運用状況</b>	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 不服申立ての処理状況	10
<b>3 情報提供の状況</b>	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	12
<b>4 個人情報保護制度のあらまし</b>	
1 個人情報保護制度の意義	14
2 個人情報保護制度の概要	14
3 個人情報保護制度の経緯	19
<b>5 個人情報保護制度の運用状況</b>	
1 個人情報取扱事務の総数	22
2 目的外利用・外部提供の総数	23
3 個人情報開示請求等の処理状況	24
4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	25
5 部分開示、不開示の理由別内訳	26
6 不服申立ての処理状況	26
<b>6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況</b>	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	28
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	33
<b>7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況</b>	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	34
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	34

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申 (第49号)	..... 35
(第50号)	..... 42
(第51号)	..... 50
(第52号)	..... 55
(第53号)	..... 61
(第54号)	..... 67
(第55号)	..... 74
(第56号)	..... 80
(第57号)	..... 85

# 1 情報公開制度のあらまし

## 1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

### (2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

### (3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

### (4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

## 2 情報公開制度の概要

### (1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

### (2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの  
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内の開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

### 3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） 委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月 1日		○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額(告示)
平成11年	8月 1日		○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月 6日		○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正
平成11年	10月 8日		○交際費関係書類の公開を開始

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。</li> </ul>
平成12年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート</li> <li>・制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市土地開発公社</li> <li>財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li>財団法人和歌浦湾水産公社</li> <li>財団法人和歌山市文化体育振興事業団</li> <li>財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li>財団法人和歌山市福祉公社</li> <li>有限会社和歌山管理サービス</li> <li>和歌山市清掃株式会社</li> </ul> </li> </ul>
平成12年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例一部改正</li> <li>・和歌山市議会が実施機関に加わる。</li> </ul>
平成12年	9月28日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定</li> </ul>
平成13年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）</li> </ul>
平成13年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例一部改正</li> <li>・公文書の公開義務を明記</li> <li>・公開請求書の補正手続を明記</li> <li>・公文書の本人開示に関する規定を削除</li> <li>・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除</li> <li>・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除</li> </ul>
平成15年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額</li> </ul>
平成17年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例一部改正</li> <li>・「公開」を「開示」に改正</li> <li>・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除</li> <li>・公益上の理由による裁量的開示規定を新設</li> <li>・開示決定等の期限の特例規定を新設</li> <li>・第三者保護に関する手続規定を明記</li> <li>・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記</li> <li>・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書の適正管理規定を明記</li> </ul>
		○和歌山市手数料条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備</li> </ul>
平成18年	4月17日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市土地開発公社</li> <li>・財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li>・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li>・有限会社和歌山管理サービス</li> <li>・和歌山市清掃株式会社</li> </ul>
平成19年	6月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市土地開発公社</li> <li>・財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li>・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li>・和歌山市清掃株式会社</li> </ul>
平成23年	4月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (公益財団法人への移行に伴う規則改正) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> </ul>
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの(1枚 直径120ミリメートル 50円) 追加</li> </ul>
平成28年	4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正</li> </ul>
令和2年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの(光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円) 追加</li> </ul>

## 2 情報公開制度の運用状況

## 1 公文書開示請求等の処理状況

令和3年度の請求件数（申出を含む。）は296件でした。

開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)					
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	処理中
開 示 請 求	R3年度	243	80	107 (1)	50	1	5	1
	R2年度	399	158	179	57	—	4	1
	R元年度	124	23	84	12	—	5	—
	H30年度	113	33	64	7	9	—	—
	H29年度	167	26	132	6	—	3	—
開 示 申 出	R3年度	53	18	26	2	—	7	—
	R2年度	27	5	20	1	—	1	—
	R元年度	36	10	23	2	—	1	—
	H30年度	38	9	26	1	—	2	—
	H29年度	35	8	24	3	—	—	—

\* 処理中の件数は、特例延長により未処理のものです。

\* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

## 2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R 3年度
市 長	市 長 公 室	4 1
	総 務 局	4 5
	危 機 管 理 局	2
	財 政 局	1 1
	市 民 環 境 局	3 9
	健 康 局	1 1
	福 祉 局	1 1
	産 業 交 流 局	1 3
	都 市 建 設 局	3 6
	出 納 室	—
	小 計	2 0 9
教 育 委 員 会		3 7
選 挙 管 理 委 員 会		4
人 事 委 員 会		9
監 査 委 員		5
農 業 委 員 会		—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 ( 企 業 局 )		2 4
消 防 長		5
議 会		3
合 計		2 9 6

### 3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	89	142	74	60	131
	(2) 法人等事業活動情報	52	97	49	57	59
	(3) 意思形成過程情報	16	17	4	12	4
	(4) 事務事業執行情報	28	44	13	19	78
	(5) 公共の安全等に関する情報	29	37	—	4	—
	(6) 法令秘情報	6	2	2	5	—
文書不存在		56	72	14	14	12

\* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

\* 1件中複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

### 4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度
市内に住所を有する者	215	327	62	82	133
市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	28	58	23	12	17
市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者	—	10	38	12	16
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施 機関が行う事務事業に利害関係を 有するもの	—	4	1	7	1

## 5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度
審査請求		2 9	4 5	6	8	2
処 理 状 況	棄 却	6	3	1	1	1 5
	認 容	6	5	—	—	—
	一部認容	2	2	—	—	—
	却 下	4	1	—	—	—
	取 下 げ	1 7	9	—	—	—
	処 理 中	3 3	3 9	1 4	9	2

\* 処理中は各年度末における件数です。

### 3 情報提供の状況

## 1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

## 2 資料コーナーの利用状況

令和3年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	1, 174	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白黒 903面</li> <li>・カラー 1, 218面</li> <li>・FD 一枚</li> <li>・録音テープ 一本</li> <li>・光ディスク 94枚</li> </ul>
	閲 覧	269	
	行政資料の写しの交付	69	
	刊行物の販売	145	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	6	
	交際費の閲覧又は写しの交付	—	
	和歌山市公報の販売	—	
小 計	1, 663		
職 員	閲 覧	6	/
	資料の貸出	—	
	小 計	6	
合 計		1, 669	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
令和3年6月 定例会市議会議案、予算説明書	1,190円	1冊	1,190円
令和3年6月 定例会市議会議案、予算説明書(その2)	340円	1冊	340円
令和3年9月 定例会市議会議案、予算説明書	660円	1冊	660円
令和3年9月 定例会市議会議案、予算説明書(その4)	260円	1冊	260円
令和3年9月 定例会市議会議案、予算説明書(その5)	160円	1冊	160円
令和3年12月 定例会市議会議案、予算説明書	110円	1冊	110円
令和3年12月 定例会市議会議案、予算説明書(その2)	750円	1冊	750円
令和3年12月 定例会市議会議案、予算説明書(その5)	310円	1冊	310円
令和4年2月 定例会市議会予算説明書	5,100円	1冊	5,100円
令和3年度予算内示資料	400円	3冊	1,200円
令和4年度予算内示資料	400円	4冊	1,600円
令和2年度 一般会計・特別会計・決算報告書	2,190円	1冊	2,190円
令和2年度 和歌山市歳入歳出決算書	4,180円	1冊	4,180円
法人の経営状況を説明する資料(令和3年6月4日)	370円	1冊	370円
令和2年版 統計資料	250円	7冊	1,750円
令和2年度 わかやまし産業ファイル	350円	1冊	350円
令和3年度 わかやまし産業ファイル	350円	1冊	350円
第5次和歌山市 長期総合計画	2,380円	1冊	2,380円
令和2年度 清掃事業概要	670円	1冊	670円
令和3年度 清掃事業概要	670円	2冊	1,340円
令和2年度版 和歌山市の環境 令和元年度報告	350円	1冊	350円
令和3年度版 和歌山市の環境 令和2年度報告	350円	1冊	350円
令和2年度版 職員録	1,300円	2冊	2,600円
令和3年度版 職員録	1,470円	108冊	158,760円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000円	47冊	235,000円
	合計	191冊	422,320円

### 3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区分		資料名等
市長公室	企画政策部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま ・和歌山市長期総合計画 ・統計資料 など
総務局	総務部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 など
危機管理局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画 など
財政局	財政部	・定例会市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税務部	・市税概要 ・市税のしおり など

市民環境局	市民部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針 など
	環境部	・和歌山市環境基本計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健康局	保険医療部	—
	健康推進部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福祉局	社会福祉部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・和歌山市高齢者福祉計画 など
	こども未来部	・次世代育成支援行動計画 ・和歌山市父子手帳など
産業交流局	産業部	・わかやまし産業ファイル など
	観光国際部	・史跡和歌山城 など
	文化スポーツ部	・写真にみる戦後の和歌山 ・写真にみるあこのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報など
	農林水産部	—
都市建設局	建設総務部	・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	道路河川部	・防災マップ 洪水版
	建築住宅部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 など
	都市計画部	・和歌山市都市計画マスタープラン ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領 など
出納室		・和歌山市歳入歳出決算書 など
教育委員会	教育学習部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育 ・市民図書館要覧 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
	学校教育部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみ など
選挙管理委員会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人事委員会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など
監査委員会		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
農業委員会		・農地資料 など
公営企業管理者 (企業局)	経営管理部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書 など
	水道工務部	・水質年報 など
	下水道部	・下水道の概要 など
消防局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など
議会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など
国等		・各種白書 ・官報 など
その他		・住民基本台帳人口要覧 ・各種辞典 ・各種年鑑 など

## 4 個人情報保護制度のあらまし

## 1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

### (2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

### (3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

### (4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

### (5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。

(エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 法令秘情報

(イ) 医療情報

(ウ) 未成年者情報

(エ) 第三者情報

(オ) 法人等事業活動情報

(カ) 公共の安全等に関する情報

(キ) 意思形成過程情報

(ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

## オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

### (11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

### (12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

### (13) 保有個人情報の訂正

#### ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

#### イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

### (14) 保有個人情報の利用停止

#### ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

#### イ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

### 3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会の（第4回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催</li> <li>議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いの中止請求について</li> <li>・手数料について</li> <li>・救済制度について</li> <li>・苦情の処理について</li> <li>・審査会及び審議会について</li> <li>・雑則的事項について</li> <li>・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について</li> <li>・罰則について</li> <li>・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について</li> </ul> </li> </ul>
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例制定</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定</li> </ul>
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行</li> </ul>
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設）</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設）</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）</li> </ul>
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関個人情報保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。</li> </ul> </li> </ul>
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加</li> </ul>
<p>平成27年10月 5日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加</li> </ul>
<p>平成28年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正</li> </ul>
<p>令和 2年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市手数料条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加</li> </ul>

## 5 個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

令和3年度の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況 (令和3年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	32
	総務局	44
	危機管理局	22
	財政局	31
	市民環境局	155
	健康局	194
	福祉局	187
	産業交流局	112
	都市建設局	159
	出納室	1
	小計	937
教育委員会		151
選挙管理委員会		21
人事委員会		11
監査委員会		5
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		2
公営企業業者 (企業局)		89
消防長		88
議会		12
全庁共通		12
合計		1,337

## 2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ個人情報の提供をしたときは、市長に届け出ることとなっています。

令和3年度の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数 (令和3年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	7
	総務局	27
	危機管理局	—
	財政局	18
	市民環境局	30
	健康局	87
	福祉局	76
	産業交流局	14
	都市建設局	17
	出納室	1
	小計	277
教育委員会		34
選挙管理委員会		5
人事委員会		4
監査委員		—
農業委員会		2
固定資産評価審査委員会		1
公営企業業者 (企業局)		26
消防長		30
議		3
全庁共通		2
合計		384

### 3 個人情報開示請求等の処理状況

令和3年度の開示請求件数は333件（その内、簡易開示請求165件）、利用停止請求は1件ありました。

開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求処理状況（件数）

区 分	請求件数	処 理 状 況 （件）				
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ
R3年度	333	245	83	5	—	—
R2年度	262	196	59	1	—	6
R元年度	335	236	90	3	—	6
H30年度	344	269	67	6	—	2
H29年度	377	318	53	4	—	2

\* 利用停止請求1件の決定内容は、利用不停止となっています。

#### 4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

※括弧内の数字は簡易開示件数

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 3 年度
市 長	市 長 公 室	2
	総 務 局	4
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	5
	市 民 環 境 局	4 5
	健 康 局	4 7
	福 祉 局	5 1
	産 業 交 流 局	—
	都 市 建 設 局	1
	出 納 室	—
	小 計	1 5 5
教 育 委 員 会		3
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		1 7 0 ( 1 6 5 )
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 ( 企 業 局 )		—
消 防 長		4
議 会		—
合 計		3 3 3 ( 1 6 5 )

\* 利用停止請求：教育委員会 1件（表の件数には含まない。）

## 5 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5のとおりです。

表5 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報	1	—	—	—	—
	(2)医療情報	1	—	—	—	—
	(3)未成年者情報	1	—	—	—	—
	(4)第三者情報	64	48	76	56	38
	(5)法人等事業活動情報	35	31	43	47	25
	(6)公共の安全等情報	10	8	10	—	—
	(7)意思形成過程情報	1	1	—	—	1
	(8)事務事業執行情報	6	5	11	7	11
文書不存在		11	2	5	8	13

\* 第15条区分欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

\* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

## 6 不服申立ての処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表6のとおりです。

表6 不服申立ての処理状況（件数）

		R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度
審 査 請 求		3	5	1	4	1
処 理 状 況	棄 却	2	2	1	—	—
	認 容	1	—	—	—	—
	一 部 認 容	—	4	—	—	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	2	—
	処 理 中	2	2	3	3	1

\* 処理中は各年度末における件数です。

## 6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

## 1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和3年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第 67 回	令和 3年 7月27日 (火)	諮問第 69 号についての審議 諮問第 71 号についての審議 諮問第 72 号についての審議 諮問第 73 号についての審議 諮問第 74 号についての審議 諮問第 76 号についての審議 諮問第 77 号についての審議 諮問第 78 号についての審議 諮問第 79 号についての審議
第 68 回	令和 3年12月17日 (金)	諮問第 73 号についての審議 諮問第 74 号についての審議 諮問第 76 号についての審議 諮問第 77 号についての審議 諮問第 78 号についての審議 諮問第 79 号についての審議

## 2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

なお、諮問第70号については審議途中に、諮問第75号については審議前に取下げがありました。

(諮問第69号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	要介護認定の経緯が分かる和歌山市介護認定審査会議事録を含む一切の書類
実施機関	市長（介護保険課）
開示請求年月日	令和元年7月9日
開示決定年月日	令和元年7月23日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和元年7月30日
諮問年月日	令和2年10月8日
答申年月日	令和3年8月27日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第70号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）第8条第4項の規定による報告に関しその内容を一覽的に示した公文書であって同条第1項第4号の規定による利用又は提供に係る平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に行われた当該報告に係る内容を含むもの
実施機関	市長（市政情報課）
開示請求年月日	令和2年5月26日
開示決定年月日	令和2年6月9日
決定の内容	不開示
不開示理由	平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間、報告案件がなく、文書不存在のため
審査請求年月日	令和2年6月19日
諮問年月日	令和2年12月25日
取下年月日	令和3年5月13日

(諮問第71号)

開示請求に係る 保有個人情報の 件名	特定児童に対する体罰に関する学校の対応及び処分決定に至るまでの全ての書類 処分後の対応についての学校及び教育委員会の申請日までの全ての書類
実施機関	教育委員会（学校教育課）
開示請求年月日	令和2年3月16日
開示決定年月日	令和2年4月14日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年5月22日
諮問年月日	令和2年12月28日
答申年月日	令和3年8月27日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第72号)

開示請求に係る 公文書の件名	和歌山市が、南海市駅の再開発事業および、それに関係したまちづくり等の施策・計画・設計・施工等に関連して、南海電鉄から報告を受けた、南海電鉄とRIA及びその関連企業との契約に関するすべての資料
実施機関	市長（都市再生課）
開示請求年月日	平成30年11月6日
開示決定年月日	平成30年12月17日
決定の内容	部分開示
不開示理由	法人等事業活動情報が含まれているため
審査請求年月日	平成31年3月11日
諮問年月日	令和3年1月7日
答申年月日	令和3年8月27日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第73号)

開示請求に係る公文書の件名	1 佐賀県武雄市図書館・歴史図書館、通称・ツタヤ図書館に2014年11月13日、和歌山市視察団が視察したメンバー等、資料等全て 2 1につき、議事録等（決裁文書、命令書等） 3 1及び2に関して、関連する全ての資料 4 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの
実施機関	市長（都市再生課）
開示請求年月日	平成31年3月15日
開示決定年月日	平成31年3月29日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、法人等事業活動情報、意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	平成31年4月27日
諮問年月日	令和3年4月15日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関が行った決定のうち、審査請求に対し弁明しなかった部分は開示し、その余の部分は不開示として妥当である。

(諮問第74号)

開示請求に係る公文書の件名	1 佐賀県武雄市図書館・歴史図書館、通称・ツタヤ図書館に2014年11月13日、和歌山市視察団等が視察したメンバー等、資料等全て 2 1につき、議事録等（決裁文書、命令書等） 3 1及び2に関して、関連する全ての資料 4 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの
実施機関	教育委員会（読書活動推進課）
開示請求年月日	平成31年3月15日
開示決定年月日	平成31年3月29日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、法人等事業活動情報、意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	平成31年4月27日
諮問年月日	令和3年4月15日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関が行った決定のうち、審査請求に対し弁明しなかった部分は開示し、その余の部分は不開示として妥当である。

(諮問第76号)

開示請求に係る 公文書の件名	<p>① 1 和歌山市職員綱紀委員会規程の定める委員会の内容がわかるもの（組織する会長、副会長、委員名、委嘱状、委員会開催会議録、委員会招集状等）</p> <p>2 1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）</p> <p>3 1及び2に関して、関連する全ての資料</p> <p>4 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの</p> <p>② 1 和歌山市職員倫理規程の定める倫理監督官の内容がわかるもの</p> <p>2 1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）</p> <p>3 1及び2に関して、関連する全ての資料</p> <p>4 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの</p> <p>③ 1 和歌山市職員綱紀委員会規程の定める委員会の内容がわかるもの（組織する会長、副会長、委員名、委嘱状、委員会開催会議録、委員会招集状等）</p> <p>2 1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）</p> <p>3 1及び2に関して、関連する全ての資料</p> <p>4 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの</p>
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	①②平成30年10月18日 ③平成31年3月21日
却下決定又は開示決定年月日	①②平成30年10月30日 ③平成31年3月29日
決定の内容	①②却下 ③不開示
却下理由又は不開示理由	①②開示請求権が認められないため ③対象となる公文書を作成又は取得していないため不存在
審査請求年月日	①②平成30年11月28日 ③令和元年5月7日
諮問年月日	令和3年4月23日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 77号)

開示請求に係る公文書の件名	1 少額随意契約に関するもの全て 2 文書の特定は、表題等の一覧の中から選択する 3 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	平成31年3月2日
却下決定年月日	令和2年3月25日
決定の内容	却下
却下理由	補正に対する回答がなかったため
審査請求年月日	令和元年5月7日
諮問年月日	令和3年4月30日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 78号)

開示請求に係る公文書の件名	1 平成30年7月19日付和歌山市指令産廃第283号、整理番号33、及び平成30年10月18日付和歌山市指令産廃第504号、整理番号81、いずれも「公文書公開請求却下通知書」の却下処分について、和歌山市行政手続条例第4条第1項から第3項までの定め具体的な「審査基準」及び審査基準が公にされていることがわかるもの 2 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	平成30年11月28日
開示決定年月日	平成30年12月11日
決定の内容	全部開示
審査請求年月日	平成30年12月17日
諮問年月日	令和3年5月11日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第79号)

開示請求に係る公文書の件名	1 在バンクーバー日本国総領事館岡井朝子氏が平成29年7月11日にダイワロイネットホテル和歌山にて講演会、懇親会の出席にあたってかかる費用（宴会費、講演依頼書、契約内容がわかるもの等） 2 文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの
実施機関	市長（国際交流課）
開示請求年月日	平成30年12月7日
却下決定年月日	平成30年12月28日
決定の内容	却下
却下理由	開示請求権が認められないため
審査請求年月日	平成31年1月7日
諮問年月日	令和3年6月4日
答申年月日	令和4年1月4日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

### 3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

	氏名	職名等
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
委員	千賀 祥一	茶道家

## 7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

## 1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

令和3年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第108回	令和3年11月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について</li> <li>・個人情報取扱事務に係る報告について</li> </ul>
第109回	令和4年2月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の賦課・徴収に関する事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について</li> <li>・本市が保有する個人情報を県に外部提供する際の本人通知の省略について</li> <li>・個人情報取扱事務に係る報告について</li> </ul>

## 2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

	氏名	職名等
会長	田中 祥博	弁護士
職務代理	小泉 真一	弁護士
委員	池田 祐輔	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長
委員	内尾 文隆	和歌山大学学術情報センター教授
委員	千森 督子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
委員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部教授
委員	松田 容典	公募
委員	山本 牧	公募

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第49号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示の請求

令和元年7月9日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、要介護認定の経緯が分かる和歌山市介護認定審査会議事録（以下「議事録」という。）を含む一切の書類の開示請求を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年7月23日、実施機関は、本件保有個人情報のうち、議事録について作成しておらず不存在のため不開示とするとともに、和歌山市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の録音データ（以下「録音データ」という。）について条例第15条第8号に該当するため不開示、その他開示文書中、開示請求者以外の個人情報を同条第4号、認定審査会の会長の印影、会場の所在番地及び出席委員の氏名を同条第8号に該当するため不開示とする決定を行った。

### 3 審査請求

令和元年7月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年10月8日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

実施機関が行った本件要介護認定について不服があることから、和歌山県介護保険審査会（以下「県審査会」という。）に審査請求を行っているところであるが、県審査会事務局の職員によると、これまでの審査請求においては本市から県審査会に対して、資料として議事録が提出されていたが、今回は提出されていないとの話であった。そこで、議事録について個人情報の開示請求を行ったところ、作成しておらず不存在のため不開示とされ

たが、そもそも、後から認定結果やその経過を検証できるように公文書は作成されているはずであって、議事録は存在するはずである。過去、議事録を実施機関に対して開示請求をした際には、開示されていたということである。もし仮に作成されていなかったとしても、実施機関が行った処分の正当性を審査する県審査会から提出を求められれば、議事録は作成されるべきものである。

また、録音データについて、認定審査会ではないが開示された事例があることから、本人に係る部分については今回も同様に開示すべきである。

さらに、主治医から提出された意見書中に、認定審査会事務局の職員によって後日追記された箇所があり、当該追記がされた経緯が分かる資料（以下「経緯資料」という。）について、何らかの公文書は存在しているのではないかと考えている。

よって、本件処分を取り消し、本件保有個人情報について全てを開示することを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

##### 1 議事録について

条例第14条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」としているが、ここでいう保有個人情報について、条例第2条第4号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

よって、開示請求時点において作成しておらず存在していない議事録は、実施機関が保有しているものには当たらず、開示請求の対象とはならないものである。

なお、審査請求人が主張している過去に県審査会に提出した議事録については、元々、作成しておらず不存在であったが、県審査会に対する審査請求の弁明に必要な資料と判断して、新たに作成したものである。また、過去に、実施機関に対して開示請求をした際、議事録を開示されていたとの主張について、開示請求時点で作成しておらず不存在であるにも関わらず、情報開示を行うことを目的に録音データから文書の議事録を新たに作成して開示したものである。保有個人情報の開示においては、現に存在する公文書の不開示情報を除き、あるがままの形で開示することが原則であることから、不存在を理由に不開示の決定をすべきであった。

##### 2 録音データについて

###### (1) 条例第15条第4号の該当性について

録音データは、開会から閉会まで一連の流れで録音されているため、開示請求者以外の者に係る情報や審査判定の詳細が含まれており、条例第15条第4号に規定する不開示情報を含んでいる。また、委員の名前や肉声が録音データに記録されていることから、これについても同号に規定する不開示情報である。

###### (2) 条例第15条第7号の該当性について

条例第15条第7号は、不開示情報について、「実施機関内部（略）における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（略）があるもの」と規定している。

認定審査会は、要介護認定に関する審査及び判定業務を、公正、かつ、客観的に行うために設けられた機関であり、適切かつ公平・中立な判断が強く求められることから、これらの職責を果たすためには、審査の過程における各委員に対する不当な干渉や圧力を排除し、他からの何らの制約を受けることなく、その専門的知識をもとに率直かつ自由な意見交換を行うことが必要であり、審議も原則非公開とされている。

しかし、録音データが開示されることになれば、そのこと自体をもって、会議における委員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。また、認定審査会における役割、発言内容及び肉声等から委員が特定され、外部の利害関係者から何らかの働きかけが行われたり、非難・中傷や個人の責任が問われたりすることなどを恐れて、率直に意見を交換することを躊躇するなど、公正かつ円滑な審議に支障を及ぼすおそれもある。

よって、条例第15条第7号に規定する不開示情報に該当する。

### (3) 条例第15条第8号の該当性について

条例第15条第8号は、不開示情報について、「実施機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

認定審査会は、上述（2）のとおり、その専門的知識をもとに率直かつ自由な意見交換を行うことが必要であり、審議も原則非公開とされている。個別の委員の発言内容を公開すれば、当事者や第三者からの不当な干渉や圧力を受けるおそれや、審議における委員の自由な議論を妨げる可能性がある。また、認定審査会終了後であっても、個別の委員への不当な干渉や圧力のほか、誹謗中傷又は自己の発言が関係者に与える影響や個人の責任を問われることを危惧し、就任を躊躇するなど、以後の委員就任について支障をきたし、認定審査会の運営ができなくなるおそれがある。

よって、条例第15条第8号に規定する不開示情報に該当する。

### 3 経緯資料について

主治医から提出された意見書中に認定審査会事務局の職員が追記した経緯については、県審査会に対しての再々々弁明書に記載しているとおおり、当該事務局の職員が病院側に聞き取った内容をそのまま追記したものであって、経緯資料は存在しておらず、不開示としたものである。

以上のとおり、本件処分は条例の規定に合致したものであり、妥当である。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分を取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 議事録の有無について

審査請求人は、過去に議事録を実施機関に対して開示請求をした際には、開示されていたことがあること、また、もし仮に作成されていなかったとしても、必要があれば実施機関の処分の正当性を審査する県審査会から提出を求められれば、議事録は作成されるべきものであると主張している。

これに対し、実施機関は、条例第14条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」としているが、ここでいう保有個人情報とは、条例第2条第4号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定していることから、開示請求時点において作成しておらず存在していない議事録は、実施機関が保有しているものには当たらず、開示請求の対象とはならないと主張している。

認定審査会は、事前に事務局から送付された認定調査票及び主治医意見書をもとに、各委員が介護度及び認定有効期間を判定した結果を持ち寄り、合議体である認定審査会としての結論を出す方法で審査をしている。

この議事録は、介護保険法第183条を根拠として、県審査会に対する審査請求がなされた場合に、市側の弁明に係る添付資料として作成、提出されるのみで、認定審査会の運営管理及び記録は、録音データがこれに代わるものとしている。この録音データが議事録を代替している理由について、実施機関によると、認定審査会は頻繁に開催されているもので、その全ての認定審査会について一言一句を反訳した議事録を作成することは、作成する必要性に比して、認定審査会の運営に係る事務負担が膨大となるためのことである。実務上も、実施機関の職員が認定審査会の模様を確認する際、録音データを聴くことで、滞りなく事務の遂行が可能となっている現状を鑑みると、録音データを議事録代わりに使用することに疑義を呈する根拠を当審査会は持ち得ない。よって、議事録は、作成する必要性が生じた場合に作成しているものであって、通常は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(2) 録音データの条例第15条第4号、第7号及び第8号該当性について

実施機関は、録音データについて条例第15条第4号、第7号及び第8号に該当すると  
して、不開示としている。

録音データは、実施機関の職員が認定審査会の運営管理及び記録のために録音したもの  
であり、また、認定審査会における模様は、原則非公開である。この模様を記録した録  
音データが仮に開示されると、以降の認定審査会においても、その模様が開示されるで  
あろうという意識が、各委員の自由な発言及び率直な意見交換に心理的制限をかけ、認  
定審査会全体の意思形成に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、録音データの開示により、認定審査会の各委員がどのような発言をしている  
かが分かり得る。発言者が明らかになることは、各委員を心理的に委縮させ、認定審査  
会における率直な意見の交換や忌憚のない発言が制限されてしまうおそれがあるといえ  
る。このような事態となれば、介護認定という極めて重大な事柄を扱う認定審査会が形  
骸化し、終局的には、介護認定を受ける方々が不利益を受けることとなる。

したがって、実施機関が録音データについて、条例第15条第7号及び第8号に該当す  
るとして、不開示としたことについて、不合理な点はない。

なお、条例第15条第4号の該当性については、当該不開示部分が同条第7号及び第8  
号に該当し、実施機関が不開示とした根拠として既に十分であることから、判断をしな  
いものとする。

(3) 経緯資料の有無について

主治医から提出された意見書中の追記については、認定審査会事務局の職員が、病院側  
に聞き取った内容をそのまま追記したものである。通常、介護認定は、申請者からの申  
請を受けてから30日以内に決定をしなければならないとされているが、この介護認定  
のために必要な書類の往来が病院側と認定審査会事務局側で頻繁に行われることとなれ  
ば、介護認定までに要する時間が絶対的に不足する事態となる。これは、事務の効率性  
を重視した運用であるとともに、介護認定が遅れる等の申請者への不利益が及ばない方  
法を考慮した運用といえる。換言すると、追記という行為は、それ自体が単体の事務で  
はなく、あくまで、事務の効率性を確保する付随的なものである。また、当該行為は、  
病院側から提出された書類の補完であり、認定審査会に諮るために必要な書類を用意す  
る過程での行為である。そのため、追記の行為は、実施機関内部での処理が必要となる  
ものではない。

したがって、経緯資料は存在しないという実施機関の説明について、不自然な点はな  
く、またこのことについて当審査会は疑義を呈するに足りる根拠を持ち得ない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年10月 8日	諮問書の受理
令和 2年11月24日 (第61回審査会)	審 議
令和 2年12月17日 (第62回審査会)	審 議 (審査請求人の口頭意見陳述)
令和 3年 1月 8日 (第63回審査会)	審 議 (実施機関からの聞き取り)
令和 3年 2月 2日 (第64回審査会)	審 議
令和 3年 7月27日 (第67回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第50号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示の請求

令和2年3月16日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、「①特定児童に対する体罰に関する学校の対応及び処分決定に至るまでの全ての書類②処分後の対応についての学校及び教育委員会の申請日までの全ての書類」の開示請求を行った。

### 2 実施機関の決定

令和2年4月14日、実施機関は、当該開示請求に対応する保有個人情報として、「特定児童に対する体罰に関する、学校の対応及び処分決定に至る全ての書類 処分後の対応についての学校及び教育委員会の申請日までの全ての書類」を特定した。そして、開示請求者以外の第三者の個人に関する情報を条例第15条第4号に該当するとして不開示とするとともに、開示することにより、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を同条第8号に該当するとして不開示とする決定を行った。

### 3 審査請求

令和2年5月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年12月28日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

実施機関が行った本件処分について、本件開示請求に対して本来開示されるべき保有個人情報が不足している。請求内容としては、請求内容に係る教諭（以下「当該教諭」という。）が処分を受けるに至った全ての書類を意味し、具体的には、処分のための決裁文書や処分を検討するための事実として、当該教諭の行為が記載されている文書を指すが、これら文書は開示されていない。

条例第15条第4号に該当するとして不開示とされた部分について、同号に規定される開示請求者以外の個人に関する情報とは、一般個人を意味し、公務員、和歌山市の顧問等の弁護士（以下「弁護士」という。）及び新聞記者の業務上の発言等は、プライバシーの保護規定は適用されず、仮に適用されているとしても、それが審査請求人の知る権利を制限してまで不開示とするほどの保護の要請はない。また、特定児童は当該教諭及び学校の対応により、心身症を患い、不開示とされた部分の開示は、特定児童が真実を知り、立ち直るためには必須であるため、同号ただし書きイに規定する、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、開示すべきである。発言のやりとりに関する文書については、発言者の表示のみを不開示にすることで、発言者の権利を侵害することなく、発言内容を開示することは可能である。さらに、同号の特定の個人にあたる情報だったとしても、当該特定の個人に開示の諾否を確認することは可能であるが、実施機関はそれをせずに不開示決定を行っている。

条例第15条第7号に該当するとして不開示とされた部分について、同号の適用には、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合や、政策の検討に係る情報が公になることで、外部からの圧力を受け、当該政策が不当な影響を受ける場合等に限るべきである。本件事案においては、そのような影響を受けるおそれはなく、仮に関係機関に対して働きかけがあったとしても、不当な影響を与えるまでには至らない。また、本件事案について、当該教諭への処分は既になされ、実施機関内での意思形成は完了しており、同号によって不開示とすべき理由はない。よって、同号の適用には疑義があるほか、適用の理由が抽象的であり、また、理由不備であるといえる。

条例第15条第8号に該当するとして不開示とされた部分について、同号の適用には、開示することによって、公正又は適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが具体的、かつ、客観的にあり、法的保護に値する蓋然性が求められる。しかし、本件において、不開示部分を開示することで、公正又は適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれは全く存在しない。また、当該教諭に対する処分は既になされているため、前述した不開示部分の同条第7号適用が不相当である旨の主張と同様に、同条第8号適用の不開示理由についても上記の理由から不相当である。

よって、本件処分を変更し、対象となる保有個人情報を追加特定し、開示又は不開示の判断をすること及び本件処分の不開示決定を取り消し、不開示部分を開示することを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

##### 1 開示文書以外の保有個人情報の有無について

当該教諭について、懲戒処分ではなく、口頭による注意を行ったため、決裁文書等は存在しない。また、当該教諭の行為について、その事実があったことは確認されていない。したがって、開示文書以外に存在する保有個人情報はない。

##### 2 不開示部分に係る条例第15条第4号、第7号及び第8号の適用について

###### (1) 条例第15条第4号の該当性について

不開示となっている部分については、開示請求者以外の特定の個人に関する情報である。開示請求時において、当該特定の個人及び団体等からの開示に係る同意書の提出はなく、また、実施機関から全ての特定の個人及び団体等に開示に係る同意書を求める義務はない。そのため、開示請求者以外の第三者の情報を不開示とした決定は妥当である。

また、公務員、弁護士及び新聞記者の業務上の発言等については、条例第15条第7号及び第8号に該当するためである。

不開示部分が、条例第15条第4号ただし書きイに該当するか否かについては、不開示とすることにより保護される利益と開示とすることにより保護される利益を比較衡量し、判断するが、特定児童が真実を知り立ち直るために必須であるため開示すべきとの主張は、具体性に乏しい。

よって、条例第15条第4号に規定する不開示情報に該当する。

#### (2) 条例第15条第7号及び第8号の該当性について

本件事案を含め、将来発生する本件関係者以外の者に係る同種の事案において、公開されることが前提となると、外部から不当な圧力がかけられるおそれがある。また、不当な圧力がかけられないとしても、今後の意思形成過程において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること及び事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断できる。

よって、条例第15条第7号及び第8号に規定する不開示情報に該当する。

以上のとおり、本件処分は条例の規定に合致したものであり、妥当である。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 開示文書以外の保有個人情報の有無について

実施機関は、当該教諭に対して処分ではなく、口頭による注意を行ったため、決裁文書等は不存在としている。このことについて、実施機関が行った行為は、懲戒処分又は指導監督上の措置といった決裁による手続をとった処分とは異なり、あくまで上司からの注意である。そのため、実施機関による当該行為に係る過程を示す決裁が存在しないという説明に不合理な点はない。

また、実施機関は、審査請求人が主張する当該教諭の行為について、そのような事実

は確認されていないため、当該教諭の行為に係る文書は不存在としている。これについて、当該文書は存在しないという実施機関の主張を覆す根拠を当審査会は持ち得ない。

以上のことから、実施機関が開示文書以外に存在する保有個人情報はないとして、対象公文書を特定したことについて、不合理な点はない。

(2) 条例第15条第4号の該当性について

実施機関は、本件開示請求において、開示請求者以外の第三者に関する情報を条例第15条第4号に該当するとして不開示としている。

審査請求人の主張する第三者の開示に係る同意書の存在についてであるが、開示請求時において、同意書は存在せず、実施機関はあくまで条例に則って対象保有個人情報の精査を行っている。条例第23条に規定する個人情報開示意見照会書による第三者に対する個人情報の開示の諾否を実施機関が求めることについて、実施機関が、当該不開示部分が条例第15条第4号ただし書きイに該当するという判断をしなかった以上、条例第23条第2項第1号に該当せず、同項が規定する第三者への意見照会は手続上義務ではなくなる。そのため、第三者に関する情報において、不開示とした実施機関の決定に不合理な点はない。

また、審査請求人が条例第15条第4号ただし書きイに該当するとして、第三者に関する情報を開示すべきと主張している点について、当該ただし書きは、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合に、開示する旨を定めている。これを適用する際には、不開示によって保護される利益と、開示とすることにより保護される利益とを比較衡量し、後者が前者を優越するかが判断の基準とされる。

審査請求人は、不開示とされている情報が開示されることにより、特定児童が真実を知ることと立ち直ることができることと主張している。当該主張については、特定児童の病状と当該情報が開示されることによる特定児童への影響を直接関連付けられるものはなく、また、公益上の理由として、具体的な要件を具備しているものがあるともいえず、原則として保護されるべき第三者に関する情報を開示へと導くものにはなりえないと判断する。したがって、実施機関が不開示とした第三者に関する情報について、条例第15条第4号ただし書きイには該当しないとしたことについて、不合理な点はない。

(3) 条例第15条第7号及び第8号の該当性について

ア 児童の指導報告における学校側の見解について

実施機関は、児童の指導報告における学校側の見解（以下「見解」という。）を条例第15条第7号及び第8号に該当するとして、不開示としている。

条例第15条第7号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とすることができる旨を規定している。

見解については、児童への対応の判断基準の元となるものである。このような情報が開示されることによって、未来にわたって、学校内部で児童への支援の仕方を熟慮す

る際、関係者の会議等での発言を委縮させ、率直な意見交換又は意思決定に支障がでる可能性がある。これは、児童に対して包括的な支援を行うべき学校という場において、十分な機能が果たされなくなることを意味する。したがって、学校内部の機能不全のみならず、当たり障りのない意見交換による会議等の結果、最も守られるべき児童に対して不十分かつ不適当な対応が行われるおそれがあるため、見解について、実施機関が条例第15条第7号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

条例第15条第8号は、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とすることができる旨を規定している。

見解が常に開示されると、保護者を含む学校の関係者と学校との間に軋轢が生じる可能性がある。信頼関係が損なわれると、児童への対応及び支援を円滑に行うことが難しくなるほか、ひいては、実施機関による学校運営に関する事務に支障を及ぼすおそれがあることから、実施機関が条例第15条第8号にも該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

#### イ 公務員、弁護士及び新聞記者の発言について

実施機関は公務員、弁護士及び新聞記者の発言について、条例第15条第7号及び第8号に該当するとして不開示としている。

(ア) 公務員、弁護士は、本件開示請求に係る事案において、数多くの相談又は聞き取り（以下「相談等」という。）に関わっている。これら相談等は、本件事案の対応を検討することを目的としたもので、その目的を達成するためには、事実や経緯をふまえて、未成熟な情報も含め率直な協議を行い、かつ、その記録を正確に行う必要がある。しかし、これらが仮に開示されると、今後、同様の相談等が行われる際には、当事者はその内容が開示されることを念頭におく必要があり、これによって、率直な協議や相談等を行うこと及びそれらを正確に記録することがためられるようになることは容易に想定される。その結果、相談等に係る事務の本質的な性格上、本件事案における相談等に係る事務だけでなく、今後、同種の事務の公正又は適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、単なる確率的な可能性にとどまらず、一定の蓋然性をもって認められる。また、本件事案に係る相談等は本件事案の最中における対応の検討に係る記録であり、まさに未成熟な情報にあたる。この未成熟な情報が将来にわたって開示されるものとなると、相談等の過程が形骸化し、実施機関内での対応方針についての意思形成過程に支障が出るおそれもある。

(イ) 新聞記者の発言については、本件開示請求に係る事案の性質上、開示されることによって、報道機関が特定されることとなる。報道機関の名称や記者の質問事項が開示され、報道機関が特定されてしまった場合、報道機関に対して不利益を与えることにつながる。その結果、実施機関と報道機関との信用が損なわれ、今後、報道機関を通じて、実施機関が行う取材を通じた報道対応を始めとし、関連した事務等を円滑に行うことについて支障が出るおそれがある。

以上のことから、実施機関が公務員、弁護士及び新聞記者の発言について、条例第

15条第7号及び第8号に該当するとして、不開示としたことについて、不合理な点はない。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年12月28日	諮問書の受理
令和 3年 2月 2日 (第64回審査会)	審 議 (実施機関からの聞き取り)
令和 3年 2月15日 (第65回審査会)	審 議
令和 3年 3月22日 (第66回審査会)	審 議 (実施機関からの聞き取り)
令和 3年 7月27日 (第67回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第51号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示の請求

平成30年11月6日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市が、南海和歌山市駅の再開発事業及びそれに関係したまちづくり等の施策・計画・設計・施工等に関連して、南海電鉄から報告を受けた、南海電鉄、RIA及びその関連企業との契約に関するすべての文書（事業計画、資金計画、基本設計、実施設計、施工監理などの予定価格、見積額、入札額、落札額等の各プロセスにおいて決定数字が入ったもの）」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年12月17日、実施機関は、資金計画作成業務委託についての指名競争入札結果、基本設計業務委託についての指名競争入札結果、権利変換計画作成業務についての見積比較、実施設計業務についての指名競争入札結果、工事監理業務についての見積比較を対象として特定し、その内、受注した法人以外の法人名、入札額、見積額を不開示とする決定を行った。

### 3 審査請求

平成31年3月11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年1月7日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る事業（以下「本件事業」という。）は、巨額の公金が当てられているものであり、公共性の高い事業であるにも関わらず、審査請求人が求めるすべての法人名、入札額、見積額を実施機関が不開示としたことは、本件事業の透明性を確保する努力を著しく怠っていると云わざるを得ない。

和歌山市が実施した本件事業に関連すると思われる工事の入札では、落札額や落札した法人を含め入札に参加したその他法人の名称を公表している。この時、和歌山市は、法人名を公開することにより法人との信頼が失われ、率直な意見の交換も困難となるとは認識していないと思われる。それにも関わらず、対象公文書について、南海電気鉄道株式会社（以下「事業者」という。）が担当したものは、なぜ秘匿する必要があるのか疑義がある。

また、本件事業において、入札の際に不正行為があった疑惑があり、その払拭のためにも、実施機関が今回不開示とした部分を開示することは急務である。

以上のことから、実施機関の判断は誤ったものであるため、本件処分を取り消し、対象公文書の全部の開示を求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

不開示の理由については、不開示とした受注した法人以外の法人名、入札額及び見積額が公開されることで、事業者が入札参加企業を選んだ理由や各企業がどの程度の見積額を予定していたかが露呈し、加えて、本件事業は、施行者が民間となる再開発事業であるため、本市は補助者として事業者と協議を重ね、本件事業を進めており、本件事業を円滑に進める点において、関係者相互の信頼関係を損なわないことは最も重要な事項であるため、事業者がその取引先企業との信頼関係を損なうおそれがある情報は安易に開示されるべきではない。

したがって、事業者の取引先企業の情報は、法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する情報として、また、開示されることで実施機関と事業者の信頼関係が損なわれ、率直な意見交換が困難になり、実施機関が行うべき事務の遂行に多大な影響を及ぼす可能性もあるため、これを同条第4号にも該当する情報として不開示とした。

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 第5 答申の理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

## 2 争点に対する審査会の判断

### (1) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、対象公文書中、受注した法人以外の法人名、入札額及び見積額について、これらを開示することによって、事業者の正当な利益を害するおそれがあるとして、不開示としている。

当該不開示部分に関する情報が開示されることにより、営業活動に係る情報が露呈し、事業者の事業運営に多大なる不利益を与えるほか、事業者の取引先企業においても、同様の影響を及ぼすおそれがある。また、取引先情報の露呈によって、事業者と取引先企業の関係に軋轢を生む可能性もあり、このような事態もまた、事業者の事業活動等に対する不利益といえる。これらのことから、取引先情報は事業者の営業活動上の秘密に関する情報と考えられる。

よって、当該情報が記載された部分について、実施機関が、条例第7条第2号適用に係る営業活動上の秘密に関する情報にあたるとして、これを不開示としたことについて、不合理な点はない。

### (2) 条例第7条第4号の該当性について

実施機関は、対象公文書中、受注した法人以外の法人名、入札額及び見積額について、条例第7条第2号のみならず、同条第4号にも該当すると主張している。

本件事業は、施行者が民間となる再開発事業であり、実施機関は補助者として、事業を進めているものである。本件事業に係る事務の公正又は適正な遂行のためにも、それらに支障が出るような事態は避けなければならないが、開示することによる条例第7条第2号に係る情報の露呈は、事業活動に支障が及ぶと判断した事業者において、実施機関への情報提供の消極化を引き起こすなど、本件事業の性質上相互に連携し、かつ、公正又は適正に遂行しなければならない実施機関の事務に支障を出すおそれがある。

したがって、関係当事者間の信用を損ない、関係者の理解及び協力が得にくくなることにより、本件事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、実施機関がこれらを条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて不合理な点はない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 1月 7日	諮問書の受理
令和 3年 2月 2日 (第64回審査会)	審 議 (実施機関からの聞き取り)
令和 3年 2月15日 (第65回審査会)	審 議 (審査請求人の口頭意見陳述)
令和 3年 7月27日 (第67回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第52号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）中、弁明されなかった部分は開示し、その余の部分については不開示として妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

平成31年3月15日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、佐賀県武雄市図書館・歴史資料館、通称・ツタヤ図書館に14年11月13日、和歌山市視察団等が視察したメンバー等、資料等全て。2、1につき、議事録等（決裁文書、命令書等）。3、1及び2に関して、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきもの。4、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの（必ずどのような文章が存在するか教示のこと）。」についての開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成31年3月29日、実施機関は、平成26年度旅行命令簿の索引、平成26年10月22日、同年11月6日及び同月11日起案の旅行命令簿並びに平成26年10月3日に開催された南海和歌山市駅周辺活性化調整会議幹事会記録（以下「幹事会記録」という。）を対象として特定し、幹事会記録中、南海電気鉄道株式会社（以下「事業者」という。）及び株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名と内容の一部を不開示とする決定を行った。

#### 3 審査請求

平成31年4月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年4月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、条例第7条第1号から第4号までを不開示の理由としている。しかし、不開示部分を開示したとしても、法人の正当な利益を害すること、意思決定の中立性が不当に損なわれること、事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすことがないことは、開示されている情報からも明らかであることから、実施機関は開示すべき公文書を隠蔽している。

条例第8条には、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。本件処分に係る開示情報と不開示情報は容易に区分して、除くことができることが明らかであることから、実施機関は、審査請求人に対して、不開示情報を除いた部分について、開示しなければならない。

以上の理由から、本件処分は違法不当であるため、直ちに取り消し、審査請求人の求める部分を開示し、また、処分庁は再発防止に努めることを求める。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 幹事会記録の一部に係る不開示理由について

- (1) 事業者、株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名は、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当するとして、これを不開示とした。
- (2) 幹事会記録の内容の一部については、和歌山都市計画和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業において未実施となった計画に関する内容や事業者の事業に対する意思、意向が含まれている内容であるため、開示することにより、事業者の正当な利益を害することから、条例第7条第2号に該当し、また、当該不開示部分が開示されることによって、実施機関と事業者との信頼が失われ、率直な意見の交換も困難になり、事務の遂行に多大なる影響を及ぼすことから、同条第4号にも該当するとして、不開示とした。

さらに、幹事会記録の内容の一部は、事業者内部における意思決定の過程や方法に関する法人内部の情報であり、これらの情報が開示されることによって、事業者の利益が損なわれるだけでなく、事業の円滑な進捗に向けた互いの率直な意見交換が難しくなり、事務の遂行に多大なる影響を及ぼすこととなるため、条例第7条第4号に該当するとして、不開示とした。

## 2 不開示部分の範囲について

南海和歌山市駅周辺活性化調整会議幹事会（以下「調整会議幹事会」という。）は、事業者の南海和歌山市駅及びその周辺の活性化を図ることを目的として、事業者、和歌山県及び和歌山市により立ち上げられた会議である。調整会議幹事会は、平成26年以降、会議が重ねられ、その中で、和歌山市駅ビルの建替えや、建替え後のビルに和歌山市民図書館が移転すること等も協議されていった。本件開示請求が行われた当時は、調整会議幹事会において、事業構想の検討段階であったため、議事内容のほとんどを条例第7条第2号、同条第3号及び同条第4号に該当するとして、一部不開示の決定を行った。しかし、調整会議幹事会の進捗状況や、事業計画の公表等の事情により、開示可能な範囲が拡大している。

以上のことから、本件処分のうち、幹事会記録において不開示とした部分のうち、開示可能となった部分については審査請求人の主張を認容し、その余の部分を開示とする。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 条例第7条第1号の該当性について

実施機関は、幹事会記録中、事業者、株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名を、条例第7条第1号に該当するとして、不開示としている。

当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、実施機関が当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

#### (2) 条例第7条第2号及び第4号の該当性について

実施機関は、幹事会記録中、検討案及び意見交換の一部（以下「不開示部分①」という。）について、条例第7条第2号に該当するとして、不開示としている。

不開示部分①は、事業者が施行する事業計画について検討されている記述である。

未実施となった内容を含め、事業者の手法が示されたものといえるため、これが開示された場合、事業者が持つ事業計画作成に係る技術的な情報及び知識に当たる情報が公のものとなり、事業者の競争上の地位を脅かし、正当な利益を害するおそれがある。そのため、不開示部分①は、条例第7条第2号によって保護されるべき、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものに該当すると考えられる。したがって、実施機関が、当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、実施機関は、不開示部分①に加え、スケジュールについての意見交換の一部（以下「不開示部分②」という。）を、条例第7条第4号に該当するとして、不開示としている。

不開示部分②は、事業者内部における意思決定の過程及び方法に関する情報が記載されている。これは、公となることを前提とした情報ではなく、あくまで事業者の内部的な情報であり、事業者が手掛ける他の事業の意思決定などにも影響を及ぼす。この情報が開示されることにより、事業者の意思形成行為が阻害され、ひいては不開示部分①又は不開示部分②が開示されることで、実施機関と事業者の間の信用が損なわれ、事業者の理解、協力が得にくくなるほか、事務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがある。そのため、不開示部分①及び不開示部分②は、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、実施機関が、当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

### (3) 条例第8条について

審査請求人は、本件処分が条例第8条に違反する旨を主張している。同条は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示することを規定している。

実施機関は、本件処分において、不開示情報を除いた部分を開示している。したがって、本件処分は条例第8条に違反するものではないと考えられる。

## 3 その他

実施機関は本件処分において、条例第7条第3号に該当するとしていたが、同条第2号及び第4号をもって不開示となることに不合理な点はないため、同条第3号の適用については、当審査会は判断をしないものとする。

## 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 4月 15日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第53号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）中、弁明されなかった部分は開示し、その余の部分については不開示として妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示の請求

平成31年3月15日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、佐賀県武雄市図書館・歴史資料館、通称・ツタヤ図書館に14年11月13日、和歌山市視察団等が視察したメンバー等、資料等全て。2、1につき、議事録等（決裁文書、命令書等）。3、1及び2に関して、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきもの。4、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの（必ずどのような文章が存在するか教示のこと）。」についての開示請求を行った。

### 2 実施機関の決定

平成31年3月29日、実施機関は、平成26年度旅行命令簿の索引、平成26年11月11日起案の旅行命令簿及び平成26年10月3日に開催された南海和歌山市駅周辺活性化調整会議幹事会記録（以下「幹事会記録」という。）を対象として特定し、幹事会記録中、南海電気鉄道株式会社（以下「事業者」という。）及び株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名と内容の一部を不開示とする決定を行った。

### 3 審査請求

平成31年4月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年4月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、条例第7条第1号から第4号までを不開示の理由としている。しかし、不開示部分を開示したとしても、法人の正当な利益を害すること、意思決定の中立性が不当に損なわれること、事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすことがないことは、開示されている情報からも明らかであることから、実施機関は開示すべき公文書を隠蔽している。

条例第8条には、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。本件処分に係る開示情報と不開示情報は容易に区分して、除くことができることが明らかであることから、実施機関は、審査請求人に対して、不開示情報を除いた部分について、開示しなければならない。

以上の理由から、本件処分は違法不当であるため、直ちに取り消し、審査請求人の求める部分を開示し、また、処分庁は再発防止に努めることを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 幹事会記録の一部に係る不開示理由について

- (1) 事業者、株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名は、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当するとして、これを不開示とした。
- (2) 幹事会記録の内容の一部については、和歌山都市計画和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業において未実施となった計画に関する内容や事業者の事業に対する意思、意向が含まれている内容であるため、開示することにより、事業者の正当な利益を害することから、条例第7条第2号に該当し、また、当該不開示部分が開示されることによって、実施機関と事業者との信頼が失われ、率直な意見の交換も困難になり、事務の遂行に多大なる影響を及ぼすことから、同条第4号にも該当するとして、不開示とした。

さらに、幹事会記録の内容の一部は、事業者内部における意思決定の過程や方法に関する法人内部の情報であり、これらの情報が開示されることによって、事業者の利益が損なわれるだけでなく、事業の円滑な進捗に向けた互いの率直な意見交換が難しくなり、事務の遂行に多大なる影響を及ぼすこととなるため、条例第7条第4号に該当するとして、不開示とした。

##### 2 不開示部分の範囲について

南海和歌山市駅周辺活性化調整会議幹事会（以下「調整会議幹事会」という。）は、

事業者の南海和歌山市駅及びその周辺の活性化を図ることを目的として、事業者、和歌山県及び和歌山市により立ち上げられた会議である。調整会議幹事会は、平成26年以降、会議が重ねられ、その中で、和歌山市駅ビルの建替えや、建替え後のビルに和歌山市民図書館が移転すること等も協議されていった。本件開示請求が行われた当時は、調整会議幹事会において、事業構想の検討段階であったため、議事内容のほとんどを条例第7条第2号、同条第3号及び同条第4号に該当するとして、一部不開示の決定を行った。しかし、調整会議幹事会の進捗状況や、事業計画の公表等の事情により、開示可能な範囲が拡大している。

以上のことから、本件処分のうち、幹事会記録において不開示とした部分のうち、開示可能となった部分については審査請求人の主張を認容し、その余の部分を開示とする。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 条例第7条第1号の該当性について

実施機関は、幹事会記録中、事業者、株式会社アール・アイ・エーの出席者氏名を、条例第7条第1号に該当するとして、不開示としている。

当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、実施機関が当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

#### (2) 条例第7条第2号及び第4号の該当性について

実施機関は、幹事会記録中、検討案及び意見交換の一部（以下「不開示部分①」という。）について、条例第7条第2号に該当するとして、不開示としている。

不開示部分①は、事業者が施行する事業計画について検討されている記述である。未実施となった内容を含め、事業者の手法が示されたものといえるため、これが開示

された場合、事業者が持つ事業計画作成に係る技術的な情報及び知識に当たる情報が公のものとなり、事業者の競争上の地位を脅かし、正当な利益を害するおそれがある。そのため、不開示部分①は、条例第7条第2号によって保護されるべき、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものに該当すると考えられる。したがって、実施機関が、当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、実施機関は、不開示部分①に加え、スケジュールについての意見交換の一部（以下「不開示部分②」という。）を、条例第7条第4号に該当するとして、不開示としている。

不開示部分②は、事業者内部における意思決定の過程及び方法に関する情報が記載されている。これは、公となることを前提とした情報ではなく、あくまで事業者の内部的な情報であり、事業者が手掛ける他の事業の意思決定などにも影響を及ぼす。この情報が開示されることにより、事業者の意思形成行為が阻害され、ひいては不開示部分①又は不開示部分②が開示されることで、実施機関と事業者の間の信用が損なわれ、事業者の理解、協力が得にくくなるほか、事務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがある。そのため、不開示部分①及び不開示部分②は、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、実施機関が、当該部分を不開示としたことについて、不合理な点はない。

### (3) 条例第8条について

審査請求人は、本件処分が条例第8条に違反する旨を主張している。同条は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示することを規定している。

実施機関は、本件処分において、不開示情報を除いた部分を開示している。したがって、本件処分は条例第8条に違反するものではないと考えられる。

## 3 その他

実施機関は本件処分において、条例第7条第3号に該当するとしていたが、同条第2号及び第4号をもって不開示となることに不合理な点はないため、同条第3号の適用については、当審査会は判断をしないものとする。

## 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 4月 15日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第54号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った2件の却下決定及び1件の不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

- (1) 平成30年10月18日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、和歌山市職員綱紀委員会規程の定める委員会の内容がわかるもの（組織する会長、副会長、委員名、委嘱状、委員会開催会議録、委員会招集状等）。2、1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）。3、1及び2に関して、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきもの。4、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」についての開示請求（以下「開示請求①」という。）を行った。
- (2) 平成30年10月18日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、和歌山市職員倫理規程の定める倫理監督官の内容がわかるもの。2、1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）。3、1及び2に関して、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきもの。4、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」についての開示請求（以下「開示請求②」という。）を行った。
- (3) 平成31年3月21日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、和歌山市職員綱紀委員会規程の定める委員会の内容がわかるもの（組織する会長、副会長、委員名、委嘱状、委員会開催会議録、委員会招集状等）。2、1につき、市長が任命したことがわかるもの（決裁文書、委嘱状等）。3、1及び2に関して、関連資料全ての資料、即ち、メール、折衝記録、メモ、関連部署課の公文書、メール等、ありとあらゆる開示されるべきもの。4、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求（以下「開示請求③」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成30年10月30日、実施機関は、開示請求①及び開示請求②に対して、審査請

求人は条例第5条第5号に掲げる利害関係を有するものに該当しないとして、それぞれ却下の決定を行った。

平成31年3月29日、実施機関は、開示請求①及び開示請求②の請求日より後に、条例第5条第2号に該当することとなった審査請求人が行った開示請求③に対して、対象公文書は存在しないとして、不開示決定を行った。

### 3 審査請求

- (1) 平成30年11月28日、審査請求人は、開示請求①及び開示請求②に対する却下決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。
- (2) 平成31年4月27日、審査請求人は、開示請求③に対する不開示決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年4月23日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 平成30年11月28日付け審査請求について

開示請求①及び開示請求②について、審査請求人の求める情報を開示すること、開示請求者たり得る要件の1つである利害関係を有するものについての審査基準を公開すること、関係条例を遵守し再発防止に努めること及び和歌山市職員は地方公務員法と日本国憲法を遵守することを求める。

### 2 平成31年4月27日付け審査請求について

和歌山市職員綱紀委員会規程には、第1条に職員の綱紀を保持し、公務の能率的な運営を図るため、和歌山市職員綱紀委員会（以下「委員会」という。）を置くこと、第3条第1項に委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織すること、同条第2項に会長、副会長及び委員は、職員のうちから市長が任命することを規定している。そのため、対象公文書が存在しないということはない。

また、条例第7条には、実施機関は、不開示情報を除き、開示請求者に対して開示請求に係る公文書を開示しなければならない旨を規定しているが、実施機関は、対象公文書を開示しなかった。これは、条例に違反する行為である。

以上の理由から、実施機関は1の審査請求に係る却下決定を取り消し、審査請求人の求める情報を開示すること及び関係条例を遵守し再発防止に努めることを求める。

また、2の審査請求に係る不開示決定は、違法不当であるため、直ちに取り消し、審査請求人の求める部分を開示すること、本件不作為に対して適切な処理を行い、見直すこと、委員会を設置すること及び実施機関は再発防止に努めることを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 平成30年11月28日付け審査請求について

(1) 条例に基づく公文書の開示を受ける権利を有するというには、審査請求人が、条例第5条各号に掲げるもののいずれかに該当することを要するが、審査請求人は、次の理由から当該各号に掲げるもののいずれにも該当しない。

ア 審査請求人は、和歌山市外に住所を有する。したがって、審査請求人が同条第1号に掲げる「市内に住所を有する者」に該当しないことは明らかである。

イ 審査請求人が同条第2号から第4号までに掲げるもののいずれかに該当するのであれば、審査請求人がその旨を明らかにするべきであるが、審査請求人は、開示請求書及び審査請求書いずれにおいてもその旨の主張をしていない。

ウ 審査請求人は、開示請求書に利害関係の内容として「10月17日の当方への接遇に対する抗議を行うため」と記載する。しかし、審査請求人が抗議を行い、又は人事上の処分を求める意向があるとしても、それ自体法的な権利ではなく、結果、文書の開示を求める法的な利益もまた認められないため、開示請求に係る事務事業に利害関係を有するものとはなり得ないことから、同条第5号に掲げるものには該当しないものである。

(2) 審査請求人は、利害関係の審査基準の公開、再発防止及び法令遵守を審査請求の趣旨に挙げて審査請求を求めるが、これらはいずれも審査請求の対象にならないことから、不適である。また、審査請求人は、和歌山市職員倫理規程を挙げ、職員が同規程に抵触しているから、速やかに同規程第10条に基づく必要な措置が講じられなければならないとも主張する。しかし、これらも審査請求の対象にはならないことから、当該主張は同様に不適である。

(3) 審査請求人は、条例第22条を挙げ、当市の職員が第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めなかったと主張するが、不適である。条例第22条は、条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求を行うことができないものに対する公文書の開示について定めるものであるから、条例第5条の規定を根拠に行われた開示請求に関して行われた却下処分についてまで、条例第22条の適用があるとの審査請求人の主張には法令の解

積の誤りがあるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないものとしていずれも却下すべきである。

## 2 平成31年4月27日付け審査請求について

本件審査請求の争点は、公文書が存在するか否かの点にあるが、次の理由により適法である。

(1) 和歌山市職員綱紀委員会規程が昭和52年4月1日に施行されて以降、当市で委員会は開催されていない。

(2) 委員会を開催していないため、委嘱状等の公文書は作成していない。

したがって、本件審査請求のうち、公文書開示を求める部分は、理由がないものとして棄却すべきである。

以上のことから、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、会長、副会長及び委員を職員のうちから任命すること、委員会を設置すること及び再発防止に努めることを審査請求の趣旨に挙げて審査請求を求めるが、これらはいずれも審査請求の対象にならないことから、不適である。

したがって、本件審査請求のうちその余の部分については、審査請求に係る理由がないものとして却下すべきである。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 平成30年11月28日付け審査請求について

条例第5条は、公文書の開示請求ができるものとして、第1号で市内に住所を有する者、第2号で市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、第

3号で市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、第4号で市内に存する学校に在学する者、第5号で実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものに限定している。

それぞれの該当性については、実施機関の主張のとおりであると考えられる。

(2) 平成31年4月27日に提起された審査請求について

争点となっている、対象公文書が存在するか否かについて、和歌山市職員綱紀委員会規程が、昭和52年4月1日に施行されて以降、委員会は一度も開催されていない。委員会が開催されていないという事実から、対象公文書が作成されておらず、不存在であるという実施機関の主張に不合理な点はない。

3 その他

審査請求人は、その他実施機関に対して種々意見を述べているが、当審査会にて審議すべき内容に当たらないため、判断をしないものとする。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 4月 23日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第55号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

平成31年3月2日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、少額随意契約に関するもの全て。2、文書の特定は、表題等の一覧の中から選択する。3、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成31年3月15日、実施機関は、少額随意契約が様々な部署で行われており、件数についても、少なくとも数万件に上ること、また、これらをまとめて一覧化できる文書件名簿等の書類も存在しないことから、この状態のまま開示を行うことは現実的ではないとして、対象公文書について、必要な対象期間、対象部署等を絞り込むよう、開示請求書の補正を審査請求人に対して求めた。

平成31年3月29日、実施機関は、審査請求人から提出期限までに開示請求書の補正がなされなかったため、当該開示請求を却下する決定を行った。

#### 3 審査請求

令和元年5月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年4月30日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 公文書の特定について

審査請求人はそもそもどのような公文書が存在しているのか知り得ることができないため、実施機関は、公文書の特定に必要な情報の提供を審査請求人に対して行うことが必要である。しかし、実施機関は、これを行っていない上に、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めた際、補正の参考となる情報の提供も行っていない。

#### 2 補正の期間が適切でないことについて

条例第6条第2項において、実施機関は相当の期間を定めて、補正を求めることができるとされ、実施機関は、補正期間として14日間を定めていたが、補正の参考となる情報が提供されず、定められた期間内に、審査請求人が補正を行うことは困難である。

#### 3 却下決定について

情報公開法、条例、行政手続法、行政手続条例、行政不服審査法、和歌山市行政不服審査会条例等の趣旨に照らしても、本件審査請求は却下されるべきものとはならない。

以上の理由から、本件処分は違法不当であるため、直ちに取り消し、審査請求人の求める情報を開示し、また、実施機関は再発防止に努めることを求める。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、市に対し、請求する公文書の内容を少額随意契約に関するもの全てとする開示請求を行ったが、その際、対象となる文書は、表題等の一覧の中から選択するとされていた。少額随意契約に関する公文書は、様々な部署にわたり、物品関係だけでも少なくとも数万件に上るとともに、これらをまとめて一覧化できる文書件名簿等の書類も存在しないことから、対象が明確になっていない現状のまま開示を行うことは現実的ではない。そこで、条例第6条第2項に基づき、審査請求人に対して、対象期間や対象部署を限定して、請求件数を絞り込む方法を提案するなど、審査請求人による補正の参考となる情報の提供に努めた上で、期間を定めて補正を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、開示請求を却下せざるを得なかった。また、補正に要する期間として通知日から回答期限まで14日の期間を設けており、補正期間の設定にも何ら不当な点はない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分を取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 公文書の特定について

本件開示請求に係る対象公文書は、様々な部署にわたり、かつ、物品関係だけでも少なくとも数万件にも上る件数があることに加え、これらをまとめて一覧化できる文書件名簿等の書類も存在せず、現状の請求内容のまま開示を行うことは現実的ではなかった。そのため実施機関は、審査請求人が行った開示請求について、まず、対象公文書の作成又は取得時期、所管する部署の絞り込み等が必要と判断し、条例第6条第2項に基づき、請求内容の補正を求めている。審査請求人はどのような公文書が存在しているか知り得ることができないため、本件開示請求に対して必要な情報の提供は行うべきであるが、実施機関が審査請求人に対して、膨大な対象公文書の中から作成又は取得時期、対象部署の絞り込み等の方法を提案したことは、同項に規定する補正の参考となる情報の提供に努めていると客観的に判断できるものである。

したがって、実施機関の主張に不合理な点はない。

#### (2) 補正の期間及び却下決定について

実施機関は、補正に要する期間として、通知日から回答期限まで14日間を設けている。この14日間という日数については、実施機関は、条例第6条第2項に規定する補正の参考となる情報の提供を行った上で、審査請求人に対して補正を求めたものであり、審査請求人が応答するに当たり短期間であるとはいえない。また、同条第3項において、開示請求者が同条第2項に規定する補正に応じないときは、実施機関は当該開示請求を却下する旨を定めている。

したがって、実施機関の主張に不合理な点はない。

### 3 その他

審査請求人は、実施機関に対して種々意見を述べているが、当審査会にて審議すべき

内容に当たらないため、判断をしないものとする。

#### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 4月 30日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第56号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った全部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

平成30年11月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、平成30年7月19日付和歌山市指令産廃第283号、整理番号33及び平成30年10月18日付和歌山市指令産廃第504号、整理番号81、いずれも「公文書公開却下通知書」の却下処分について、和歌山市行政手続条例第4条第1項～第3号の定め具体的な「審査基準」及び審査基準が公にされていることがわかるもの。2、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成30年12月11日、実施機関は、条例第5条を対象公文書として特定し、全部を開示とする決定を行った。

#### 3 審査請求

平成30年12月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年5月11日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、条例第5条が対象公文書に該当するとしているが、利害関係について、同条は何ら具体的かつ合理的な審査基準を示していない。よって、本件処分は違法不当であるため、審査請求人の求める情報を開示し、処分庁は再発防止に努めることを求め

る。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

和歌山市行政手続条例第4条第2項には、「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と規定されているところ、条例第5条各号により、開示請求権者を制限列挙しており、条例において審査基準を定めていると解している。また、条例に基づく処分については、それに係る請求内容が複雑であり、個別に内容を審査する必要があることから、条例以外に審査基準を定めていない。

また、本件では、審査請求人に実施機関が行う事務事業に条例第5条第5号の利害関係があるかどうか争点となっているところ、事務事業に利害関係があるかどうかは、事務事業ごとに当該事業の目的、影響範囲が異なることから、これ以上具体的に定めることは困難である。

したがって、条例第5条各号において、可能な限り具体的な審査基準を定めており、これ以外に審査基準は存在しない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 第5 答申の理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

##### 2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、対象公文書として、条例第5条を特定し、これ以外に具体的な審査基準は存在しないとしている。条例第5条は、公文書の開示請求ができるものとして、第1号で市内に住所を有する者、第2号で市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、第3号で市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、第4号で市内に

存する学校に在学する者、第5号で実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものに限定している。本件では同条第5号に規定される利害関係を有するかの審査基準について争われているが、和歌山市行政手続条例第4条は、審査基準を定めるものとして規定しているにすぎず、いかなるものであっても審査基準を定めなければならないものではない。また、公文書は、種類や性質において様々であり、公文書に関する事務事業における利害関係も同様であるため、請求や申請等があった場合、これを個別具体的に判断せざるを得ない。このことから、あらかじめ条例第5条の規定以上の審査基準を定めておくことは困難であるといえる。

したがって、条例第5条の規定が審査基準に該当するという実施機関の主張に不合理な点はない。

### 3 その他

審査請求人は、実施機関に対して種々意見を述べているが、当審査会にて審議すべき内容に当たらないため、判断をしないものとする。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 5月 11日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第57号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

平成30年12月7日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「1、在バンクーバー日本国総領事館岡井朝子氏が平成29年7月11日にダイワロイネットホテル和歌山にて講演会、懇親会の出席にあたってかかる費用（宴会費、講演依頼書、契約内容がわかるもの等）。関連資料全ての開示を求める。2、却下される場合は、和歌山市行政手続条例第4条第1項～第3号の定め具体的な「審査基準」及び審査基準が公にされていることがわかるものを御教示ください。3、文書件名簿（簿冊）小分類程度のもの。」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成30年12月17日、実施機関は、審査請求人が開示請求者たり得る本市との利害関係について、その根拠となる資料の提出を求めるため、審査請求人に対して開示請求書の補正通知を行った。

平成30年12月28日、実施機関は、審査請求人から利害関係を有するとの説明が十分なされなかったため、当該開示請求を却下とする決定を行った。

#### 3 審査請求

平成31年1月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年6月4日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

利害関係について、和歌山市行政手続条例第4条のいう具体的な審査基準を定め、適当な方法で公にしておくべきである。また、本件開示請求は、市民の地位を獲得するための事前調査であり、当然に憲法に定められた権利及び義務を行使するものである。しかし、実施機関は、審査請求人からの求釈明には回答せず、適法な当該開示請求を違法に却下した。

開示請求書の補正に当たり、実施機関は、条例第6条第2項に基づいて、補正の参考となる情報を審査請求人に対して提供すべきであり、また、補正の通知に対する回答期間が十分ではなく、満足な補正をする時間が不足した。

条例第21条では、「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」と規定している。条例第22条も、「実施機関は、市政に関する情報を積極的に提供するように努めるものとし、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。」と規定している。しかし、実施機関は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにせず、積極的に提供するように努めもせず、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めようとしなかった。したがって、実施機関は、条例第21条及び第22条の規定とは裏腹に、何ら努力義務すら果たさなかったことが明らかである。

以上の理由から、実施機関は審査請求人の求める情報を開示し、再発防止に努めることを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、「政務調査活動費の調査に係るもの。」、「公金で飲酒している事実が判明しているもの。」、憲法第21条及び同第31条を理由として、和歌山市が行う事務事業に利害関係を有するため、条例第5条第5号の掲げるものであるとして、開示請求を行った。審査請求人が有するという利害関係について確認するため、利害関係を有するとされる根拠を説明できる文書を提出して明らかにするよう補正を求めたところ、審査請求人は「情報公開に関して、市民の地位を獲得するための事前調査である。」と補正した。以上をもって「利害関係を有するもの」の判断を行った結果、「市民の地位を獲得する」という目的では、法律上保護される利益があるとの説明が十分になされなかったという結論に至ったため、当該開示請求を却下とせざるを得なかった。

審査請求人が当該開示請求を違法に却下したと主張していることについて、条例第6条第2項に規定されている補正の参考となる情報の提供とは、公文書を特定するた

めの情報提供と解されており、自らの主張を補完させるための情報提供ではない。また、「和歌山市行政手続条例第4条のいう具体的な審査基準は、条例第5条第5号がこれに該当する。

審査請求人は、条例第22条及び第23条を挙げ、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにせず、条例第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めなかったと主張するが、実施機関の職員が、審査請求人に対し、和歌山市情報公開制度についての説明を試みたが、審査請求人は、制度は知っているとのことで、その上で、審査請求を選択しているものである。

また、当該補正通知書の重大な違法性を主張しているが、当該補正通知書の通知日から回答期限まで、5日以上を設け、実際回答もなされたのであり、条例第6条第2項に定める相当の期間を逸脱していない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

## 第5 答申の理由

### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

### 2 争点に対する審査会の判断

#### (1) 条例第5条の該当性について

実施機関は、審査請求人が有するという利害関係について条例第5条第5号に規定する利害関係を有するものに該当せず、法律上保護されるべき利益があるという説明が十分になされなかったと判断し、当該開示請求を却下している。

利害関係を有すると判断するには、開示請求者が、請求を行おうとする際に、開示請求書に記載する利害関係の内容に関して、何らかの根拠となるものを示す必要がある。しかし、当該開示請求においてそのことは示されず、また、補正の通知後も資料の提出等はなかったことから、実施機関が、利害関係が認められないとして、本件処分を行った実施機関の主張に、不合理な点はない。

## (2) 審査基準について

実施機関は、利害関係を有するものとして開示請求をできるものか判断する際の審査基準として、条例第5条第5号が該当するとしている。

利害関係について、実施機関の事務事業に係る利害関係は多種多様であるため、開示請求に当たり、その該当性は個別具体的に判断をせざるを得ないものである。また、和歌山市行政手続条例第4条は、審査基準を定めるものとするとして規定しているにすぎず、いかなるものであっても審査基準を定めなければならないものではない。そのため、条例第5条第5号の定め以上に審査基準を定めておくことは困難である。

したがって、和歌山市行政手続条例第4条に定められた審査基準に条例第5条第5号が該当するという実施機関の主張に不合理な点はない。

## (3) 開示請求書の補正について

審査請求人は、実施機関が定めた補正の期間が不十分であると主張をしている。補正する事項としては、審査請求人自身の対象公文書に関する事務事業に係る利害関係であり、補正の通知日から回答までの期限は9日間設けられており、審査請求人が応答するに当たり短期間であるとはいえない。また、設定された期間内での補正がなされた事実を鑑みると、実施機関の設定した補正期間は、条例第6条第2項に定める、相当の期間を逸脱するものではないと考えられる。

開示請求書の補正に当たり、審査請求人は実施機関に対して補正の参考となる情報を提供すべきと主張しているが、補正すべき内容は審査請求人自身の対象公文書に関する事務事業に係る利害関係であり、実施機関が知り得るものではなく、当該情報の提供は、自らの主張を補完させるための情報提供まで補うものではないと考えられる。

したがって、開示請求書の補正についての実施機関の主張に不合理な点はない。

## 3 その他

審査請求人は、実施機関に対して種々意見を述べているが、当審査会にて審議すべき内容に当たらないため、判断をしないものとする。

## 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 5月 11日	諮問書の受理
令和 3年 7月 27日 (第67回審査会)	審 議
令和 3年 12月 17日 (第68回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度  
運用状況報告書  
令和3年度

令和4年8月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377